

広報

あち

4月

2011 APRIL No.200



阿智中学校入学式

主な内容

- 子育て家庭を応援2P
- 保育サポート「おひさま」紹介3P
- 福祉医療費の対象を18歳まで拡大します4P
- 農業振興に関する補助事業について 8P
- 村の健診を受けましょう 14P

統合阿智中学校の開校

この4月より浪合・平谷の二つの中学と統合して、名実共に新阿智中学校が新入生77名、全校生徒225名でスタートしました。

私たちの村(4/1現在) 人口6,917人 男3,354人 女3,563人 世帯2,342戸

●阿智村のホームページ
<http://www.vill.achi.nagano.jp/>

子育て家庭を応援

「ながの子育て家庭優待パスポート事業」を始めます

阿智村では5月初めまでにカードを送付します

事業の概要

この事業は18歳未満の子どもが同居していいらっしゃるご家庭に「パスポートカード」を郵送し、各ご家庭が協賛店舗で買い物をする際に、このカードを提示していただくと各店舗で割引などのサービスが受けられるというものです。カードの裏面に18歳未満のお子さんの氏名、生年月日をご記入の上ご利用ください。



※パスポートカードの交付を受けた子育て家庭は、他の市町村の協賛店舗でも優待サービスを受けられます。

※詳しくは、<http://www.nagano-kosodate.net/> で

パスポートカード

注意：お子さんの氏名・生年月日を必ずご記入ください。
記入無き場合はご利用できません。

表

ながの子育て家庭
優待パスポート

有効期限
平成26年(2014年)3月31日

裏

お住いの市町村名	
子どもの名前	生年月日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日

- 記載の子どもとその家族に限り利用できます。
- 協賛店でサービスを受ける場合は必ずこのカードを提示してください。
- 一番年下の子どもが満18歳になって最初に迎える3月31日を経過した場合は、カードは無効となります。

問い合わせ先
ご不明な点は、お住いの市町村の子育て支援担当課までお問い合わせください。

- * 18歳未満の子(18歳に達する年度の3月末日まで)がいる家庭に交付されます。
- * カードは記載の子どもと同居の家族に限り利用できます。カードを他人に譲ったり、貸すことは絶対にしないでください。
- * カードの有効期限は平成26年3月31日までです。ただし、一番下のお子さんが満18歳になった年度の3月末日を経過したとき、カードは無効となります。
- * カードは子どもが同伴していなくても利用することができます。
- * カードはお住まい以外の市町村の県内協賛店舗でも使用できます。

「ご利用上の注意」

・対象世帯以外の者が使用したなど、不正利用が認められた場合は、パスポートカードを返還していただきます。
 ・全てのサービスは協賛店舗等のご厚意・ご協力によるものです。一人ひとりがマナーを守り、気持ちよく利用しましょう。
 ・カードを紛失・汚損した場合は、役場窓口へお申し出下さい。

飯田市のほか、平谷村、根羽村でも始めています。
 お問い合わせ先

阿智村役場 民生課 福祉係
 ☎四三二二二〇

子育て家庭を応援していただける協賛店舗を募集しています。



保育サポート事業

子育て支援室

「おひさま」紹介

保育サポート事業「おひさま」とは子育て支援の一環として、子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助をしたい人が会員となつて行う援助活動を村が支援する事業で平成十八年度から行っています。

昨年度第二回保育サポーター養成講座をおこない、現在会員数四十三名となつています。

会員とは？

依頼会員

子育ての応援をしてほしい人
 登録料で登録料三百円を初めに支払う

提供会員

子育ての応援をしたい人
 (保育サポーター)
 村で行う養成講座を受講した人、又は保育士等の資格を持ち登録した人

援助を受ける場所は？

援助の対象は？

- ① 依頼会員の自宅
 - ② 提供会員の自宅
 - ③ 保険センターなど公共の場所
- 生後三か月頃から十二歳頃まで

援助の内容は？

- ① 保育所・小学校などへの送迎や、保育所、小学校終了後の預かり
- ② 保育所、学校等の休日などの預かり
- ③ その他保護者が必要とする時

料金は？ (子供一人)

- 平日
- (午前七時～午後七時) 1時間六〇〇円
 - (右記時間外) 1時間七〇〇円
- 平日以外
- (午前七時～午後七時) 1時間七〇〇円
 - 病気、病後児 1時間七〇〇円

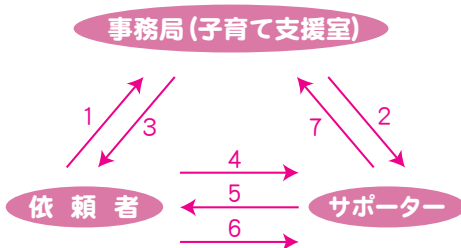
サポーター紹介

- 佐々木 静子 (春日)
- 小池 美紀 (春日)
- 白澤 聡子 (春日)
- 安藤 久子 (春日)
- 熊谷 秀子 (駒場)
- 塚田 理貴 (駒場)
- 原 雅子 (駒場)
- 宮嶋 光子 (駒場)
- 佐々木 よう子 (駒場)
- 田中 康代 (伍和)
- 玉置 多希子 (伍和)
- 太田 良子 (伍和)
- 市川 佐代子 (伍和)
- 千葉 千栄 (伍和)
- 酒井 礼子 (伍和)
- 原 由美 (伍和)
- 原 和賀子 (伍和)
- 田中 留美子 (智里)
- 小林 扶美子 (智里)
- 小松 みな子 (智里)
- 山口 さつき (浪合)
- 服部 美幸 (浪合)

以上二十二名が応援します。

援助が必要となった時 (手続き)

- 1、援助を受けたい日、時間を連絡する。
- 2、事務局がサポーターに依頼する
- 3、事務局から依頼会員にサポーターを紹介する
- 4、依頼会員からサポーターに連絡を取り、打ち合わせをする
- 5、援助を受ける
- 6、依頼会員が料金を支払う
- 7、サポーターは実施報告書を事務局へ提出



*事務局 (子そだて支援室)
 ☎四五一二二三〇へ事前に会員登録が必要です (登録料三百円)

福祉医療費の対象を18歳まで拡大します!

村では子育て支援の一環として安心して子育てが出来るように、4月1日からは高校生世代（18歳到達後の最初の3月31日まで）も対象になります。

○阿智村の福祉医療費支給対象区分は、次のとおりです。申請をされていない方は早めに手続きをして下さい。（所得制限のあるものは、ご相談ください。）

区 分	所 得 制 限	
	本 人	配偶者・扶養義務者等
乳幼児等（18歳到達後の最初の3月31日まで）	なし	なし
障害者	あり	あり
身障手帳1級		
身障手帳2級		
身障手帳3級		
療育手帳A1		
療育手帳A2		
療育手帳B1		
65歳以上国民年金法施行令別表該当		
精神保健福祉手帳1.2級（通院のみ）		
自立支援医療（指定医療機関のみ）		
特定疾患（難病のみ）	なし	なし
母子家庭等	あり	あり
配偶者のいない女子で現に（18歳到達後の最初の3月31日まで）児童を扶養している者		
同上に扶養されている（18歳到達後の最初の3月31日まで）児童		
父母のいない（18歳到達後の最初の3月31日まで）児童		
父子家庭	あり	あり
配偶者のいない男子で現に（18歳到達後の最初の3月31日まで）児童を扶養している者		
同上に扶養されている（18歳到達後の最初の3月31日まで）児童		

（平成23年4月1日現在）

福祉医療費制度とは… 病院で支払った医療費の一部を補助する制度です。該当する方には、受給者証を交付します。

Q、受給者証はどうやって使うの？

A、病院へかかった時は、窓口へ保険証と受給者証を提示して下さい。

受給者証の申請をして交付を受ければ、県内どこの医療機関でも受給者証を見せるだけで手続きがすむ、自動給付方式です。

ただし、県外での受診分については、領収書、受給者証、保険証を持参の上、役場民生課の窓口で手続きが必要となります。

転出等により阿智村の住民ではなくなった場合は、受給者証を役場窓口へ返還してください。

Q、支払った医療費は全部戻ってくるの？

A、300円を差し引いた金額を支給します。

医療機関の窓口で支払った金額は、医療機関ごと一月単位で集計され、村では支給する際に300円を差し引いた金額を払います。医療機関の窓口で支払った金額が300円未満だった場合は、福祉医療費の支払が行われません。

*入院等されて支払った金額が高額の場合は、保険者（社保・国保）から支給されることがありますので、その金額を差し引いて支給します。

お問い合わせ先 …… 民生課 福祉医療担当 電話 43-2220

忘れないで!! 国民健康保険(国保)の届け出

就職・転職、転入・転出など異動の多い時期です。忘れずに国保の手続きをしましょう。

◆届け出は14日以内に

下記の事項に該当する方は、異動のあった日から14日以内に必ず手続きをしてください。

	届け出が必要な場合	必要な物
国保に加入	転入した	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめた	左記の証明書、印鑑、年金手帳
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった	
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなった	保護廃止通知書、印鑑
	外国籍の人が加入する	外国人登録証明書
国保をやめる	転出する	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入した	国保と健保の保険証、印鑑、年金手帳
	職場の健康保険の被扶養者になった	
	死亡した	保険証、印鑑
	生活保護を受けた	保険証、保護開始通知書、印鑑
	外国籍の人が脱退する	保険証、外国人登録証明書

●5月22日(日)の日程

場 所	時 間
農協春日選果場前	午前 9:00~9:10
伍和診療所前	9:25~9:35
阿智村商工会館駐車場	9:40~9:45
智里東診療所前	9:55~10:00
昼神ガイドセンター横	10:05~10:10
智里西診療所前	10:20~10:25
横川集会所	10:40~10:45
役場清内路支所前	11:00~11:10
役場浪合支所駐車場	11:25~11:35
阿智村中央公民館前	11:50~12:00

●持ち物

登録済みの方	郵送されたハガキ 注射料1頭につき3,220円
新規登録の方	登録料1頭につき3,000円 注射料1頭につき3,220円(計6,220円)

◆届け出が遅れると…

- ・国保税をさかのぼって納付
- ・加入までの医療費を全額負担
- ・医療費の返還しなければならぬ場合があります。

早めに手続きをしましょう。

◆修学される方

- ・保険証を親元の世帯とは別に交付できます。在学証明書、保険証をお持ちください。

◆交通事故にあった時は…

- ・保険証、印鑑、事故証明書をお持ちください。
- ・示談をされる前に保健係にご相談下さい。

民生課保健係
四三ー三三〇(内線二四一)



平成二十三年度狂犬病予防注射第二次を左記の日程で行います。場所・時間を確認のうえ、間違いのないようお出かけ下さい。今年度の集合注射は今回で最後となります。(飼育している犬の登録、狂犬病予防注射の接種は法に定められていますので必ず行いましょう。)

**狂犬病注射を
受けましょう!**

平成23年度介護予防事業

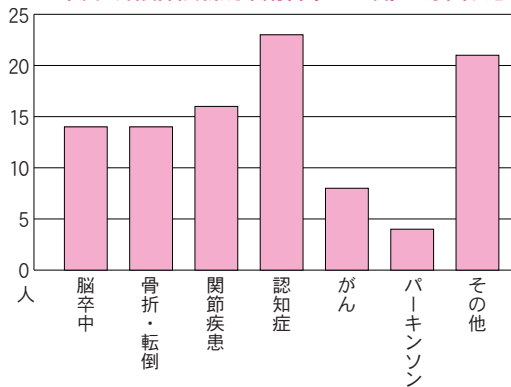
（ふれあいサロン、おたっしゅかい）

平成二十二年度に介護保険を新規に申請した方百名の状況を見ると、

脳卒中による麻痺や、骨折・関節疾患、認知症がもとになって、日常生活に介護が必要な方が多くなっています。

できるだけ長く自分の足で歩いて、身の回りのことが自分でできるように、介護予防の体操や血圧管理を習慣化していきましょう。介護予防事業として、次のようにふれあいサロン、おたっしゅかいを行います。

H22年度 介護保険新規申請者(100名)の原因疾患



【ふれあいサロンで 介護予防のとりくみ】

目的：自立的な生活を一日でも長く

続けられるために、必要な健康管理、身体運動、脳トレーニング等、日常生活に必要な体験を行う。

単位：部落等を単位とし、歩いて集まれる範囲で行える概ね参加者十人以上のグループ

対象者：六十五歳以上の第一号被保険者

※月一回を原則とする（五回の体操と二回の健康の話は、年間計画により実施）

※出席者には一回一ポイント（百円）を補助金として、サロンを通じて個人に交付する。

※届出窓口は社会福祉協議会

○お声をかけていただければ、サロンの説明に伺います。

【おたっしゅかい】

目的：自立した生活を送るために、高齢者が要介護状態に移行しない

ための介護予防事業を行う。

対象者：ひきこもりがちな高齢者および基本チェックリストを行った上で必要な方

介護認定を受けている方（要支援一、二、要介護一、二）で希望し

対応可能な方
開設：各地区ごと一ヶ所

浪合	浪合コミュニティセンター	月曜日	当面、午前のみ
清内路	清内路公民館	火曜日	午前 9:30~ 午後 3:30
会地 智里東 西	中関高齢者生きがいセンター ※リハビリ教室(午後)	水曜日	
伍和	伍和高齢者生きがいセンター	金曜日	

※利用者 昼食代含めて千円（半日は五百円）、送迎あり

※利用者ができることは一緒に行う。

※最低必要なプログラムとして体操、栄養の話、機能訓練、歯科指導を実施。

○おたっしゅかいを希望される方は、お気軽に御相談下さい。保健師・看護師が伺います。

【リハビリ教室】
○体の動きをみてもらいたい方、リハビリをやってみたい方は、お気軽に御相談下さい。

お問い合わせ
阿智村自立生活支援センター
☎四五一一四〇

人事異動

村職員等

四月一日付の新規採用職員、三月末日の退職職員についてお知らせします。

内部の組織の変更、職員の異動につきましては、別添役場組織図をご覧ください。

【新規職員】（四月一日付）

- ▽教育委員会 林 高倫
- ▽地域経営課 岩嶋 遼
- ▽民生課 熊谷 貴之
- ▽民生課 井原喜志美
- ▽あふち保育園 熊谷 真里
- ▽伍和保育園 千國 花甫

【新規臨時職員】(四月一日付)

▽民生課 梅木 忍

▽あひち保育園 熊谷早代子

▽第二小学校 園原 康代

▽浪合小学校 佐々木伸一

▽清内路小学校 渡辺 未来

▼退職者(三月三十一日付)

▽出納室長兼会計管理者 林 みちほ

▽保育所長 山本 幸子

▽総務課環境政策係長兼施設係長 佐藤 義則

▽民生課授産所長 伊藤知世子

▽出納室 熊谷 正俊

▽総務課 笹 勝俊

▽総務課清内路支所長 野村 健司

下伊那郡西部衛生施設組合

(四月一日付)

▽庶務係長 原 祐樹

▽施設係長 熊谷 直人

教職員

〈転出〉 ()内は新任地

阿智第一小学校

▽清水すなを「校長」(定年退職)

▽池田 隆秀(飯田養護学校)

▽窪田 訓子(飯田市鼎小学校)

▽下平 裕子(飯田市松尾小学校)

▽猪切 信子(退職)

阿智第二小学校

▽吉田 千秋「校長」

(大田市八坂小学校「校長」)

▽千野 貴正

(佐久穂町佐久中央小学校)

▽清水満津子(退職)

▽渡邊美津子(定年退職)

阿智第三小学校

▽大場 菊枝「教頭」

(茅野市北山小学校「教頭」)

▽堀内 あい(飯田市山本小学校)

▽金田 絵美(須坂市小山小学校)

浪合小学校

▽赤羽 孝之「校長」

(喬木第一小学校「校長」)

▽河西 弘哲(下條小学校)

▽清水 秀朗(伊那市東春近小学校)

▽松島 広美(下條中学校)

▽金山 未和(退職)

清内路小学校

▽工藤 忠好「教頭」

(大田市美麻小学校「教頭」)

▽臼田 泰子(松本ろう学校)

▽原 久美(飯田東中学校)

▽有賀キミ江(天龍小学校)

阿智中学校

▽三澤 憲寿「教頭」

(根羽小学校「校長」)

▽萩原 純一(軽井沢西部小学校)

▽柳沢 誠(山形村山形小学校)

▽宮下富士子(飯田市旭ヶ丘中学校)

▽岩崎 元紀(飯田市鼎中学校)

▽中島 律子(飯田市緑ヶ丘中学校)

▽平林 公平(退職)

浪合中学校

▽飯沼 哲夫「教頭」

(松本市菅野小学校「教頭」)

▽北村 美奈(大田市大町北小学校)

▽五味都佳佐(茅野市北部中学校)

▽足立麻衣子(長野市柳町中学校)

▽林 伸圭(阿智中学校)

▽櫻井 徹(高森中学校)

▽長沼 正博(飯田市緑ヶ丘中学校)

▽関島 豊彦(飯田市伊賀良小学校)

〈転入〉 ()内は前任地

阿智第一小学校

▽田口 広幸「校長」

(富士見町境小学校「校長」)

▽新井 好隆(飯田市座光寺小学校)

▽久保田喜美恵(天龍小学校)

▽佐藤 和憲(飯田市千栄小学校)

▽関島 勝司(飯田市松尾小学校)

阿智第二小学校

▽三澤 正彦「校長」

(塩尻西部中学校「教頭」)

▽宮井 克彦(豊丘北小学校)

▽山浦 洋子(飯田市緑ヶ丘中学校)

▽宮島 敦子(飯田市伊賀良小学校)

▽橘 千賀子(飯田市上郷小学校)

阿智第三小学校

▽小澤 徳夫「教頭」

(中川村中川中学校)

▽八木 麻子(飯田市山本小学校)

浪合小学校

▽山岡 祐司「校長」

(茅野市豊平小学校「教頭」)

▽小柳 由香(諏訪養護学校)

▽胡桃沢和美(飯田市高陵中学校)

▽長谷部真美(初任)

▽安藤明日美(大桑中学校)

清内路小学校

▽片瀬 月子「教頭」

(伊那西小学校「教頭」)

▽相馬 路子(白馬村白馬北小学校)

▽渡辺 未来(初任)

▽林 綾美(松川中学校)

阿智中学校

▽高嶋 義人「教頭」

(箕輪町箕輪中学校)

▽小林 功(平谷中学校)

▽林 伸圭(浪合中学校)

▽片山 義子(飯田市緑ヶ丘中学校)

▽高橋 徹(阿南第一中学校)

▽園田 浩郁(飯田市立竜東中学校)

▽鈴木 望(木曽青峰高校)

▽三ツ井信行(大町第一中学校)

農業振興に関する補助事業について

村では、引き続き遊休荒廃農地の抑制、解消に力を入れます。また、新規就農者の就農支援、認定農業者への農地の集積等を行い担い手の育成に努めます。また、阿智村堆肥センターの完熟堆肥を使った有機活用農業を推進し意欲ある農家を積極的に支援し農業所得の向上を目指します。

○遊休荒廃農地対策事業

対象者	事業内容	補助率または補助額	限度額	基準
集落、農業グループ等団体	復旧計画に基づく農産物の耕作に要する経費	村長が定める額	3万円以内 ／10a当たり	5a以上、1回限り、5年間耕作継続
農業者・団体等	復旧計画に基づく抜根・刈り払い等、農地復活のための経費	村長が定める額	10万円以内 ／10a当たり	1a以上、1回限り、5年間耕作継続
認定農業者	遊休荒廃農地防止のため、認定農業者が利用権設定をした農地の賃借料	賃借料の1/2以内	農業委員会が定める農地賃借料の目安の額の1/2以内	平成23年4月1日以降、5年以上の利用権設定した農地 3年間、1回限り

○新規就農者支援事業

- ・新規就農者支援資金貸付事業

対象者	事業内容	補助率または補助額	限度額	基準
新規に就農する者 (Uターン者等)	村内に住所を有し居住し、主に自作農用地を基盤に新規に就農する者に対し就農に必要な資金貸付	村長が定める額	60万円／年 ※月額5万円以内	45歳以下かつ3年以内に認定農業者になろうとする者
新規に就農する者 (Iターン者等)	新たに村内に住居を設け居住する者で新規に就農するものに対し就農に必要な資金を貸付	村長が定める額	120万円／年 ※月額10万円以内	45歳以下かつ3年以内に認定農業者になろうとする者

- ・新規就農者支援資金利子補給

○鳥獣被害対策事業

対象者	基準など	対象内容
集落及び農業者団体など	共同で有害鳥獣防除柵等の設置を計画している地域	共同で捕獲施設や防護柵等を設置する場合の支援
	鳥獣被害防止緩衝帯整備事業	有害鳥獣類が出にくい山林等の環境整備

上記補助事業についてのお問い合わせは 役場ふるさと整備課 TEL43-2220 まで

振興作物栽培者支援事業の紹介

有機活用農業振興会員が村の推進する振興作物を販売目的として栽培する時、初年度にかかる経費、又はビニールハウス設置にかかる経費を補助します。

○販売を目的とした農産物生産推進事業

★認定農業者は補助率が上がります。(5/10→7/10)

品目	対象経費	限度額	該当者	備考
振興作物	ビニールハウス	事業費の 1/2以内、 限度額 100万円	有機活用農業 振興会員で、新 規栽培農家	初年度の経費に 限る(中古品は 除く)。
きゅうり	支柱・ネット・マルチ・ 種苗購入費			
アスパラガス	堆肥・種苗購入費			
その他の振興作物 (大豆・そば以外)	種苗購入費			
振興作物	消毒用動力付噴霧器	1/4以内 2万円	有機活用農業 新興会員	初年度に限る

★有機活用農業新興会員の皆様には、農業用機械の貸出も行っています。

詳しくは 管理機、トラクター、播種機については、産業振興公社 ☎45-2130

堆肥散布機については、JAみなみ信州農協阿智支所営農課 ☎43-2225 まで

○特産品産地形成振興事業

品目	対象経費	限度額	該当者	備考
加工トマト ・キクイモ	種苗購入費	事業費の 1/2以内、 限度額 100万円	農業者等	
大豆・そば	大豆・そばの出荷数量に 対する価格補てん	出荷数量 1kgあたり 150円	村が指定した業 者に出荷した農 業者等	
大豆・そば	村外からコンバインを借 りた場合の使用料	事業費の 1/2以内	農業者等	

【平成23年度阿智村振興作物】

○穀物類：大豆、そば

○果実：柿、リンゴ、ブルーベリー

○園芸作物/☆野菜：きゅうり、アスパラガス、スイートコーン、トマト(加工トマト含む)、
イチゴ、みょうが、ピーマン、カリフラワー、ホウレンソウ、ネギ、インゲン

☆花卉：ヒメヒマワリ、ヒペリカム、観賞用とうがらし

○機能性食品：キクイモ、ニンニク、ヤーコン

○特用作物：わらび

振興作物栽培者支援事業についてのお問い合わせは **産業振興公社 TEL45-2130** まで

農業者戸別所得補償 制度に加入しましょう

平成二十三年度から戸別所得補償制度が本格実施されます。対象者は生産数量目標に従って生産する販売農家で、左記の内容で交付金が出ますので、期日までに申請に必要な書類を各地区の営農推進委員まで提出して下さい。

○米の所得補償交付金

一万五千元／十㌦(定額)

○米価変動補てん交付金

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

○水田活用の所得補償交付金

転作助成金、作物によってそれぞれの単価で交付

○畑作の所得補償交付金

畑作で作る大豆、そば、麦等も条件を満たせば交付

問合せ先

阿智村役場ふるさと整備課農政係

☎四三二二二二〇(内線二二六)

「農地・農業相談」に お出かけください

農業委員会では、農地、農業に関する相談を毎月一回行っています。就農支援や遊休荒廃農地対策についても目的のひとつであります。実際に相談にみえた方で、阿智村に定住し、荒廃農地を復旧して農業に取り組んでいる方もいます。

お近くで、新しく農業に取り組みたい、農地を貸したい、借りたいなどのお声がありましたらぜひご相談下さい。また、農業に関する様々な相談を受け付けています。どなたでもお気軽にお出かけください。

日時

毎月第三火曜日
午後七時～八時(受付)

阿智村役場にて

二十三年度の予定

平成二十三年 四月 十九日

五月 十七日

六月二十一日

なお、平成二十三年七月は現農業委員の任期満了月のため、これ以降の日程については後日ご案内させていただきます。

問合せ先

阿智村農業委員会事務局
☎四三二二二二〇(内線二二六)

森林病害虫防除(松くい虫対策)にご協力を お願いします

法律により、松くい虫によるアカマツの被害を防除するために、被害が発生したアカマツを伐採し、薬剤によるくん蒸を実施します。

松くい虫(マツノマダラカミキリ)は、六月末から七月にかけて蛹室から脱出し、他の健全木へ移り被害を広げているため、六月中に駆除を完了しなければなりません。

被害拡大防止と、放置した場合は風倒木となり場所によっては危険木となる場合もありますので、被害の発生した山林所有者におきましては、駆除作業のための山林立ち入りについてご理解とご協力をお願いします。

平成二十二年度から、駆除エリアを拡大して実施していますので、被害を発見された方は連絡等の協力も併せてお願いします。

問合せ、連絡先

ふるさと整備課 林務係

☎四三二二二二〇

東山道・園原ビクター センター はつき木館 春季企画展

桜と歴史の園原展
— 桜を見る、里山を歩く、
— 歴史を感じる —

四月二日(土)～五月三十日(月)

はつき木館の春の企画展では、駒つなぎの桜開花に併せて、園原を知ってもらおう展示を開催中。園原の里山に眠っている陶器と平安・鎌倉時代の絵巻の絵から、この地のにぎわいと、往来する旅人たちをイメージしてもらい、里山を魅力的に歩いてもらう内容です。来場者には、園原のオリジナルポストカード一枚プレゼント!

関連企画

■ 枯れ木に花を咲かせましょう!

切り絵で作った花びらを枯れ木にて「さくら」を完成させよう!館内にて。参加自由。

■ 桜と歴史の園原散策ツアー

園原の里一帯を園原ガイドの会スタッフの案内で歩いて巡ります。四月十六日(土)～五月八日(日)の土日祝のみ開催。

午後一時に、はつき木館受付に集

合！午後三時半解散。
定員十名（先着順）。当日申し込み。参加無料。

●開館時間

九時三十分～十六時三十分

●休館日

火曜（祝日の場合、翌日休館）
展示替えのため臨時休館九月一日
・十一月二十六日

●観覧料／大人二〇〇円（一五〇円）

小人一〇〇円

※（内は十名以上の団体料金。
阿智村東山道・園原ビジターセンター「はくき木館」

http://www.vill.achi.nagano.jp/visitor/index.html

→駒つなぎの桜開花情報が更新されます。

〒三九五―〇三〇四 長野県下伊

那郡阿智村智里三六〇四―

☎・FAX〇二六五（四四）二〇一―



園原ビジターセンター はくき木館

阿智村

定住者支援制度

定住支援センター

定住支援センターを移転しました。

◆村内定住者支援のための住宅、空き家、住宅建築支援金などの定住相談を行っています。「定住支援センター」が役場庁舎一階、地域経営課へ移動いたしました。引き続き村民の皆様への定住の支援を行ってまいりますのでお気軽にご相談にお出かけください。
今年度の支援制度についてお知らせします。

若者の住宅建築に支援、最大二〇万円まで。

【住宅建築関係の支援】

■若者定住住宅新增改築等支援金

・年齢四十歳以下の方を対象
・定住を目的として

- ①住宅を新築・増築・改築
 - ②空き家や住宅用地の取得
- される方に最大二二〇万円まで支援します。

■集落定住者維持住宅新增改築等支援金

・年齢四十一～五十歳までの方を対象
・定住を目的として

- ①住宅を新築・増築
 - ②空き家や住宅用地の取得
- される方に最大二〇〇万円まで支援します。

定住者確保のため
空き家をお貸しください。

【空き家関係の支援】

■空き家情報活用制度へご登録を!!

集落内の空き家活用を促進し定住者を増やすため、「阿智村空き家情報活用制度」を行っています。
集落内の空き家で賃貸や売買可能な物件について、ご登録をお願いします。

いします。

■ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金」制度

・空き家の賃貸・売買などのために必要な整備（ゴミの廃棄、雨漏り修繕など）経費の最大二〇万円までを支援します。

地域で就業するために、
事業者へ支援。

【就労関係の支援】

■緊急雇用奨励金制度

・飯田下伊那地域の新規高卒者等を雇用した村内の事業者を対象

・雇用した新規高卒者等一人につき五〇万円を支援します。

―JUターナーが阿智村に
大勢定住してくるよ―

【新規就業関係の支援】

■地域お試し住宅の賃貸

・新たに阿智村へ移住を希望される方のために、一時的に滞在出来る空き家の賃貸を行います。今年度は一軒を予定しています。

【お問い合わせご連絡】

阿智村役場 地域経営課内
定住支援センター

☎〇二六五―四三―二二二〇
FAX〇二六五―四三―三九四〇

2011年（平成23年）7月24日
アナログ放送は見られなくなります！

地デジの準備をお願いします！

お問い合わせ・ご相談は地デジコールセンターへ

0570-07-0101

※ケーブルテレビにご加入の皆さんも
アナログ放送は見られなくなります。地デジの準備をお願いします。

阿智村消防団 平成二十三年年度幹部体制

三月十三日コミュニティ館において平成二十二年年度末総会が行われました。長年にわたり苦勞頂いた、熊谷繁団長他三十五名の幹部・団員が退団し、十一名の方に入団頂く中で、矢澤貴弘新団長の下、平成二十三年度がスタートしました。

平成二十三年四月一日現在、団員数二六四名となり、八つの分団で構成されています。

活動は、火災を始め風水害などの発災時の対応はもちろん、普段からの防火や心配される大地震に備えるの予防消防にも力を入れています。自分たちの生命、財産は自らの力で守っていくことを基本に、地域住民の責務として、対象年齢になられていない方は、消防団入団して頂き、一緒に活動をお願いします。

現在、女性消防団員の入団も大歓迎です。



▼平成二十三年年度幹部は次の通り。



団長
矢澤貴弘



副団長
井原成城

第1分団長	原 英樹
第2分団長	仁 速人
第3分団長	田 征秀
第4分団長	原 征一
第5分団長	林 宏光
第6分団長	熊 安博
第7分団長	下 和幸
第8分団長	櫻 一臣
第1副分団長	宮 光男
第2副分団長	田 中男
第3副分団長	田 中男
第4副分団長	園 幸治
第5副分団長	水 剛教
第6副分団長	熊 直樹
第7副分団長	山 恭嗣
第8副分団長	原 章行
旗手	石 哲成
本部部长	塩 原寛
技術部長	井 原勇
ラップ部長	小笠原寛
救護部長	宮 淳
誘導部長	小 林善弘

阿智村消防団員の待遇等

- *身分**
非常勤特別職の地方公務員となります
- *報酬**
年報酬及び出勤・訓練手当が支給されます
- *公務災害補償**
消防団活動中に負傷した場合の補償制度があります
- *共済制度**
公務・公務外を問わず、病気やケガで一定期間入院した場合や万が一の場合に補償が受けられる共済基金に加入します
- *退職報奨金**
一年以上勤務し退団した際には、退職報奨金が支給されます
- *表彰制度**
職務にあたって功勞、功績があった場合に表彰されます
- *被服の貸与**
消防活動に必要な被服が貸与されます

平成二十三年年度 自衛官等募集案内

- 1 一般技術幹部候補生、歯科薬剤科幹部候補生及び医科・歯科幹部
- ・受付期間
平成二十三年二月一日(火)
～五月六日(金)
- ・試験日
平成二十三年五月十四日(出)
- 2 平成二十三年度第一回一般曹候補生採用試験

長野県内の 最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者と労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が平成二十二年十月二十九日から時間額六九三円に改正されました。

この機会に、ぜひ賃金の確認をしてみてください。

お問い合わせは—
長野労働局労働基準部賃金室
☎〇二六一―二三三―〇五五五
又は
飯田労働基準監督署
☎〇二六五―三三一―二六三五

平成23年度村税等納期の一覧

月	口座振替の日 ※口座振替の依頼をいた たいっている方 のみ	税金等の種類										※()内は納期限		
		村県民税		固定 資産税	軽自動 車 税	国民健康保険税		介護保険料 (65歳以上の第1号被保険者)		後期高齢者 医療保険料				
		普通徴収	年金特別徴収			普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収			
4月	4月25日(月)			1期(5/2)										
5月	5月25日(水)				1期(5/31)	1期(5/31)		1期(5/31)						
6月	6月27日(金)	1期(6/30)	4月,6月, 8月,10月, 12月,2月の 年金支給時 に天引きと なります。			2期(6/30)	4月,6月, 8月,10月, 12月,2月の 年金支給時 に天引きと なります。	2期(6/30)	4月,6月, 8月,10月, 12月,2月の 年金支給時 に天引きと なります。					
7月	7月25日(木)			2期(8/1)	3期(8/1)	3期(8/1)		3期(8/1)		3期(8/1)	1期(8/1)	4月,6月,		
8月	8月25日(水)	2期(8/31)			4期(8/31)	4期(8/31)		4期(8/31)		4期(8/31)	2期(8/31)	8月,10月,		
9月	9月26日(木)			3期(9/30)	5期(9/30)	5期(9/30)		5期(9/30)		5期(9/30)	3期(9/30)	12月,2月の		
10月	10月25日(水)	3期(10/31)			6期(10/31)	6期(10/31)		6期(10/31)		6期(10/31)	4期(10/31)	年金支給時		
11月	11月25日(金)				7期(11/30)	7期(11/30)		7期(11/30)		7期(11/30)	5期(11/30)	年金支給時		
12月	12月26日(土)			4期(12/26)	8期(1/4)	8期(1/4)		8期(12/26)		8期(12/26)	6期(12/26)	年金支給時		
1月	1月25日(水)	4期(1/31)			9期(1/31)	9期(1/31)		9期(1/31)		9期(1/31)	7期(1/31)	年金支給時		
2月	2月27日(金)				10期(2/29)	10期(2/29)		10期(2/29)		10期(2/29)	8期(2/29)	年金支給時		
3月	3月26日(木)											年金支給時		

※口座振替の日に残高不足等で振替ができなかった方については、翌月の5日(休日の場合は翌営業日)に再振替をさせていただきます。(ゴールデンウィーク、年末年始明けの再振替は、5日より遅れる場合がありますのでご承知おきください。)

税金・料金は納期限までに納めましょう

あなたの婚活を
応援します

村では結婚したい気持ちを持つみなさんを応援する「婚活支援」を行っています。事業は二つの住民団体に委託して実施します。より豊かな人間関係を築くための講座や、出会いの機会づくりのためのイベント、婚活相談などを実施し、皆さんの婚活を支援してまいります。

【取組みのご紹介】

■農業婚活

グリーンスマイルプロジェクト

四月から十二月まで月一回、全九回開催し、稲と野菜を育てながら交流します。農作業を通してサークル感覚でじっくり交流する企画です。

参加対象 二十才以上の独身の方

全九回に参加する意思のある方

登録料 五、〇〇〇円

参加費 一、〇〇〇円程度/回

現在、参加者を募集しています。下記へお申込ください。

■出会いイベント

年二回、パーティー形式の出会いイベントを実施する予定です。短時間で多くの方と出会うことが可能となります。

開催時期 七月、十一月を予定

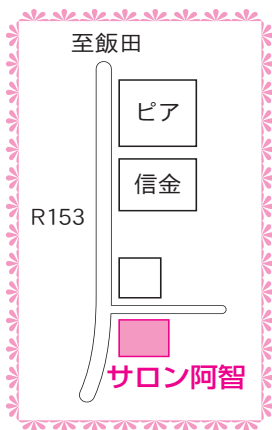
■婚活講座

婚活に必要な「コミュニケーション」などをテーマに講座を年一回開催します。

*出会いイベント、講座につきましては開催日程が決まり次第、無線放送などでお知らせしていきます。

■結婚相談事業

ゆずり葉の会による結婚相談。
毎週木曜日 午後七時～八時受付
場所 サロン阿智事務所



【お申込み・お問い合わせ】

阿智村役場・協働活動推進課

☎ 0431-33310

☎ 0431-33311

村の健診を受けましょう

「健診ってどうして必要なの？」

健診では、血液検査などを行い、血液の状態を見えています。

血液が細胞の隅々まで栄養を運べる状態でしょうか、血がドロドロでうまく栄養を運べていないのでは？

1年に1回、血液の状態を見ていきましょう。

多くの方に健診を受けて自分の血液の状態を知っていただけるように、
今年を受診率50%を目指しています。

◆村の健診の対象となる方

	国保の方	国保以外の方	自己負担	村補助
39歳以下	○	○	1,000円	4,775円
40～74歳	○	×	1,000円	5,615円
75歳以上	○	○	無 料	5,300円

会社等で健診を受ける機会
はありますか？
機会がない方は、ぜひ村の
健診を。

かかりつけの病院はあ
りますか？
希望される方は村の健
診も受けられます。

お勤めされている方はお勤め先の
会社から、
ご家族の扶養になっている方はご
家族の会社から案内が来ますの
で、そちらをご覧ください。

◆健診日程◆

- 8月1日(月) 伍和公民館
- 8月2日(火) 智里東公民館／智里西公民館
- 8月3日(水) 浪合コアホール
- 8月4日(木) 清内路公民館
- 8月5日(金) 保健センター
- 8月8日(月) 保健センター
- 9月5日(月) 保健センター

◆健診内容◆

- 身長、体重、腹囲
- 血圧測定
- 血液検査
(血糖値、中性脂肪、肝機能、
腎機能、コレステロールなど)

◆村の健診の良いところ◆

- ①すぐに受けられる …… 病院で受ける場合と比較して、待ち時間が比較的短いと考えられます
- ②自己負担が少ない …… 病院で受ける場合、自己負担2,500円かかります。
村の健診では1,000円の自己負担です。
※病院より自己負担額が少ないからといって、検査内容が少ないわけではありません！
- ③内容が充実している …… 病院の特定健診と同じ内容の血液検査を、また眼底検査、
さらに保健師による生活へのアドバイス・健診後の健康教室を
させていただきます

※病院で受診券を使っていただいて個別で受診することも可能です

国保の方の特定健診の受診券は7月発行を予定しております。7月以前に個別に受診・人間ドックを予定さ
れている方は、保健師までご連絡ください。

がん検診は該当年齢の方どなたでも受けられます

阿智村では大腸がんを発症される方が他市町村よりも多い状況です。
定期的に検診を受けることで、がんを早く発見でき、早く治療していくことができます。

結核検診（65歳以上）

昭和22年3月31日までに生まれた方

6月6日（月）～10日（金）
村内各カ所を巡回します

- ☆65歳以上の方は、年に一回は結核検診を受けるよう法律で定められています。
- ※病院等で6ヶ月以内に胸部レントゲン検査を受けた方は、今回受診の必要はありません。
- ※結核検診では自己負担はありません。
- 検診費用1,785円は村が全額補助します。

胃検診・大腸がん検診（30歳～）

昭和56年までに生まれた方

6月22日（水） 伍和公民館
6月23日（木） 智里東公民館
6月24日（金） 智里西公民館
6月27日（月） 浪合コアホール
6月28日（火） 清内路公民館
6月29日（水） 保健センター
6月30日（木） 保健センター

- ☆胃検診：バリウムを飲んで胃の状態をみます
自己負担 1,500円（村補助2,490円）
- ☆大腸がん検診：便をとって検査します
自己負担 500円（村補助970円）

前立腺がん検診（50歳～）

今年度、前立腺がん検診は
検診費用1,890円を村が全額負担します！

- ★前立腺がんは血液検査で調べます。
- そのため日程は右のページの村の健診の日程と同様です。
- ※日本全体で前立腺がんになる方が増えています。男性の方（特に50歳以上の方）はこの機会にぜひ受けてみてください！

NEW!
男性必見!

✿がん検診を受ける目安✿

胃がん・大腸がん	→40歳を過ぎたら1年に1回
前立腺がん	→50歳を過ぎたら1年に1回
子宮がん	→20歳を過ぎたら2年に1回
乳がん	→40歳を過ぎたら2年に1回

乳がん・子宮頸がんを受診される方へのお知らせ

平成21年度より、ある年齢の方々に対して「乳がん検診無料クーポン」「子宮頸がん検診無料クーポン」を配布しています。クーポンの対象者の方には、該当の健診を無料で受けていただくことができます。この機会にぜひ受診しましょう。クーポン対象者以外の方は自己負担でお願いします。

子宮がん検診（20歳～）

平成3年4月1日までに生まれた方

7月上旬・7月下旬
申し訳ございません。医師の都合により
日程が未定です。
近くなりましたら通知致します。
☆検診車による子宮頸がんの検査です。
自己負担 1,000円（村補助2,150円）

乳がん検診

◇マンモグラフィ検査（40～69歳 隔年）

昭和17年～45年の奇数年生まれの方

9月29日・30日 保健センター
☆レントゲンによる乳がんの検査です。
自己負担 2,000円（村補助4,300円）

◇超音波検査（30歳～）

昭和56年までに生まれた方

24年1月16日・23日 保健センター
★今年度より視触診検査の代わりに始めます。
自己負担 1,000円（村補助2,675円）

NEW!

阿智高だより

vol.29

阿智村のみなさん、こんにちは。

春の訪れと共に、明るく、元気で、エネルギーに満ちあふれた114名の生徒が阿智高校に入学しました。これからの阿智村、長野県、日本を背負って立つ希望の星たちです。よろしくお祈りします。それでは、最近の様子をお知らせします。

平成22年度



卒業式 (3月6日)

国公立を含む四年制大学への進学者は19名で、昨年度より大幅に増えました。また、看護・医療系を含め、短大・専門学校に52名進学しました。就職氷河期と呼ばれる厳しい時代の中でも、就職希望者は、希望する地元企業への就職を、実現する事が出来ました。

平成23年度

入学式 (4月6日)

夢と希望を胸に114名の若人が阿智高校に入学しました。



新入生の宣誓



初めてのホームルーム

新入生歓迎会 (4月7日)



在校生が1ヶ月以上前から準備してきた新入生歓迎会が行われました。高校生活、棟祭(文化祭)、クラブ活動などを、コンピュータを駆使して新入生にわかりやすく説明してくれました。ダンスやバンド演奏もあり、新入生たちは楽しんでいました。

これからの行事 (1学期)

- | | | | | | |
|-----------|--------|-----------|---------|-----------|--------|
| 4月18日 | クラブ結成式 | 5月30日~31日 | クラスマッチ | 6月28日~30日 | 期末テスト |
| 4月27日 | 生徒総会 | 6月 4日~ 5日 | 県高校総体 | 7月 9日~10日 | 棟祭(公開) |
| 5月14日~15日 | 南信高校総体 | 6月 7日 | 芸術鑑賞 | 7月20日~26日 | 保護者懇談会 |
| 5月25日~27日 | 中間テスト | 6月22日 | 阿智中高交流会 | 7月27日 | 終業式 |

Photo report [フオ・リポート]

福島県南相馬市へ義援金



ユルイの宿恵山 社長の佐藤敏直さん（南相馬市出身）が4月8日～10日まで福島県南相馬市を訪問し、村からの義援金50万円と信濃比叡の托鉢11万円を、桜井勝延市長に手渡しました。一日でも早い復興を願ってご報告します。

栄村へ義援金



3月24日に、村からの義援金100万円と村民の皆さんからの義援金12万円、議会からの義援金18万円を、村長、議長が平谷村村長・議長と一緒に被災した栄村へお届けしました。一日でも早い復興を願ってご報告します。

あふち保育園開園



春日・駒場の両保育園を統合し、4月より新たに「あふち保育園」が定員130人でスタートしました。本村の次代を担う子ども達が、明るく伸び伸びと過ごし、健やかに育つことを心から願います。

阿智中学校 ブロンズ像序幕

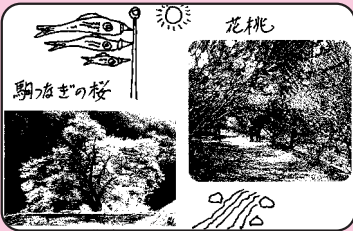


統合阿智中学校の開校に併せて、名誉村民の後藤正さんより、ブロンズ像「刻（とき）」を寄贈いただきました。

制作者は喬木村在住の仲田耕治さんです。

これからの季節

年 金太郎



あぜみち

三月十一日に起きた東日本大震災は、一ヶ月たった今も多くの行方不明者があり、十三万余の人々が避難所暮らしをしている等、言語に絶する苦難をもたらしています。

犠牲になられたみなさまにお悔やみと、お見舞いを申し上げると共に一刻も早い復興への歩みが始められることを願うのみであります。

我々としても、我が事として、できる支援は行わなくてはなりません。それにつけても同時に発生した原子力発電所の事故は、今だに終息の目安もつかず、さらに危険性が増しており、復興への歩みにブレーキをかけるのみでなく、新たな苦難と国民的不安をもたらしております。想定外の津波であったとか、初動操作が誤っていたとか云われていますが、危険性が叫ばれている原発に対して、経済的効率を優先させて進めてきた人災であると云っても過言ではありません。今回の経験をふまえて、我々は今まで進めてきた安全・安心という我々の暮らしの根幹をなす課題についてあらためて考え直すべきではないかと考えます。経済優先の社会から、国民の安全・安心優先の社会への転換が急がれます。(一)

二十三年三月議会

村長あいさつ

〈今はじまる未来〉

三月定例議会開会に当たりごあいさつを申し上げると共に本議会でご審議頂く案件について概要を申し上げます。

平成二十三年度国家予算は、三月一日の未明に衆議院において可決され参議院において審議がされております。しかし、予算関連法案の決定を伴わない片肺予算で執行に大きな懸念を残したままになっております。二十三年度予算は、一般会計規模で九十二兆円と過去最高となっており、九百五十兆円以上という債務を抱える中で、さらに赤字国債を発行する現在の財政運営は我が国の将来に大きな禍根を残すものであり、財政構造の改革が急がれると考えます。

本村におけるこの間の景況は、製造業については企業間のばらつきが

あるものの前期並みを確保されているといわれております。卸、小売、飲食業においては、地元客対応の店

については、例年並みの状況であります。観光客対応の店においては、

減少となっております。土木、建設、建築業については、依然として厳しい

状況にありますが、土木関係については村発注工事があろうじて仕事を確保している状況で、建築業に

ついてはこの冬は例年になく仕事は少なくなっているといわれています。

観光業については、昼神温泉は、施設間にばらつきがあり、団体客の減少により厳しいところも出てきてお

りませんが、物味湯産手形の効果もあって総対的な入込客は前年並みとなっております。

しかし、ネット販売が多くなると同時に施設間の宿泊費の安売り競争傾向が見られ共倒れへの

心配もあります。スキー場は、依然として減少傾向が続いております。

このように国の動向が閉塞感を強めていく中において、住民の暮らし

に直結する我々地方自治体の役割は一層重要になってきております。

二十三年度の村づくりの基本的な考え

平成二十三年度予算編成を行ってまいりました。例年どおり、開かれた予算づくりを目指して、予算編成にあたって住民のみなさんからの直接要望や自治会、行政委員会から意見や提案をいただき、特に議会においては九月決算議会において提出した「二十一年度の事務事業評価」に基づいて事業一件ごとの審査を行う

とともに、政策検討委員会等の独自調査に基づく提案をだされて、それらをあわせてともに予算編成に加わっていた、だいてまいりました。

今年度予算編成にあたって、優先的に取り組む課題を以下の三点に集約しました。

一点目は、村の総合的な力が低下していることへの対処であります。

昨年十月の国勢調査によって、この五年間に人口が五百人減少というこ

とが明らかになりました。今日の経済状況での五百人の減少は大きく、村の総合的な力が低下した結果と考えなくてはなりません。

その一つは、地域の経済力の低下であります。過去製造業は順調に推移してきましたが、近年は本村の製造業を牽引してきた盟和産業が御嵩町に主要生産を移され、この結果一時三百億円に近い製造品出荷額が、百億円を切るころまで低下してまいりました。

また、出湯以来順調に伸びてきた昼神温泉についても、近年の観光業の不振の中で、宿泊施設の減少、入込客、消費額の減が続いております。

浪合地区においても経済の低迷を受けて大幅な減少が続いております。

我が国の経済成長に乗る形で成長を続けることで村が維持されてきたのが本村の特徴であります。我が国の経済構造が大きく変わる中で今までのように外部経済に依存する形で地域の経済を進めていくことは、地域

で地域の経済を進めていくことは、地域

は疲弊していくのみであり、新しい地域経済システムを構築する必要があります。

幸いKOA株式会社が、新工場建設をこのたび具体化させていただきましたし、盟和産業も塩ビ主体の工場として再編強化する方向を出されており。多くの雇用を抱えられる製造業の維持拡大に期待いたしますが現状では飛躍的な回復は望めない状況であります。

こうした中で地域経済を活性化していくためには、地域の潜在的経済資源である農林業の再生を行うとともに、地域内再投資力を高め、様々な産業が連携し、地域の経済的総合力を高め、地域内でお金が回っていくシステムを構築することで地域経済の基盤を確かなものにしていくことが重要であります。

特に人口減少の著しい、清内路、浪合、智里西地区については、今回新たに地域おこし協力隊制度を導入し、地域の皆さんとともに、地域の

経済的資源の活性化や発掘に取り組むこととしました。

その二つは、若者人口の減少であります。若者人口が総体的に減少するばかりではなく、地域づくりにかわる若者の力が見えないというところであります。かつてのように都市に魅力があり就職口が多くあるわけではない状況にあります。子供たちにはこの地で生きる選択を求め、ことも大切であると考えます。若者の地域へのつながりをつくっていくことに意識的に取り組むことが必要であります。

三つは、住民の皆さんの地域をつくる力の低下であります。人が住み続けようとする条件は、経済的な理由や利便さだけではありません。地域での人と人の交流がなくてはなりません。しかし、近年支え合う力やつなぎあう力、学び合う力が後退してきているように見受けられます。多くの皆さんに活動を起こしてもらうためには、再び、社会教育機関とし

ての公民館の役割が重要であります。

二点目の課題は、住民の皆さんの健康度が低下していることとあります。

国民健康保険の平成二十二年度の状況は、昨年度より二十%の医療費が増加しております。また、介護保険の介護費用も年々十%増加しており、介護保険料も月五千円以上をお願いしなくてはならない状況であります。住民の皆さんの負担がこのように増えることや、これに伴って村の負担が増えるというお金の問題も無視できませんが、それ以上に村民の皆さんの健康が害されてしまうことのほうが問題であります。医療情報が氾濫している中で住民の皆さんにどのような健康に對し関心を持ち、病気の早期発見に取り組んでいただくのが課題であります。健康に限らず住民の皆さんの中にある子育てや介護予防、に對する無関心に對して行政としてきめ細かな働きかけを行わなくてはなりません。

三点目の課題は、集落をはじめ地

域社会の維持が困難になってきていることとあります。地域こそ人々が豊かに、幸せに暮らせるかどうかの力を握る場所でもあります。それぞれの地域にあった様々な支援を行うことが欠かせませんが、そこに住む人々が住み続ける意欲や改善への強い意識を持つてもらうことが大切であります。

以上当面対応すべき課題について述べました。

かつて議会あいさつの中で経済評論家の内橋克人さんの主張する、FEC自給圏のお話しを紹介しましたが、地域が自律していく条件として、食糧、エネルギー、福祉人材の地域内での自給が恒常的に続けられなくてはならないというお考えであります。4Kの実践の先に見えてくるのは、まさにこの自給圏としての村の姿でなくてはならないと考えます。

平成二十三年度予算案について

平成二十三年度予算案について申

し上げます。一般会計予算は、歳入歳出、それぞれ五十億三千万円であります。二十二年度の当初予算と比較して三億円ほど減額となりました。あと五年で合併による特例措置もなくなることを想定して、予算規模を縮小する方向で編成致しましたが、子ども手当、電算機器の更新や上中

関自治会館（仮称）建設、中学校の取り壊し等多額を要する事業により、大幅な縮小になりませんでした。歳入について申し上げますと。税

収入の内、個人所得の減少が続いており、個人住民税は、千二百三十一万二千円の減額であります。法人村民税について若干企業が上向いていると判断し六百十六万一千円の増を見込みました。村税全体では、昨年比二十五万四千円増の七億七百七十三万二千円あります。地方交付税は地方財政計画を見る中で一億六千三百万円増の二十五億三千三百万円としました。村債であります、臨時財政対策債を一億六千万円、過疎

債を七千七百万円と合計で五億八千七百十万円です。昨年度より二億八千七百十万円減となっております。

歳出については、第五次総合計画の施策の体系による項目毎について申し上げます。

一 個性を尊重し、心豊かな人生を送れる村：教育文化の向上

子供を巡る様々な問題が顕在化しております。妊娠から中学校卒業までの間、子供ひとりひとりについてきめ細かな対応をする仕組みを子育て支援室を中心に構築します。

保育園についても、統合「あふち保育園」がスタートします。通園をはじめ、慣れない状態が続きますので安全がしっかり保てるようみんなで協力していきたいと考えます。特に、未満児の入園が増えております。多様化する保育要望に伝えていかなくてはなりません。大人の学びである社会教育に対する期待が高まっております。館長に

ついて従来の中央公民館長を地区館長兼任から専任にしました。これは従来の連絡調整的な中央公民館を独立館とし、地区館については自治公民館的な役割を担い、中央公民館は現代的課題を学ぶ大人の学校として位置づけ、それぞれ相互が連携しあつて住民の学びを高めていくことを目指しております。

二 誰もが健康で、心安らぐ村を目指して：保健、福祉、医療充実

本年度の重点課題であります健康づくりについては、検診受診率のさらなる向上を目指します。今回前立腺がん検診の無料化を計画しました。

介護予防については、介護該当者や、費用の増加で介護保険料の引き上げが避けられない状況であります。今までの介護予防の方法を改善し、社会福祉協議会が進めています各集落単位の「ふれあいサロン」や介護支援の「おたっしや会」の内容充実を図ることとしています。社会福祉協議

会の地域福祉活動を支援し地域福祉の充実を計ってまいります。新たに村に社会福祉士を設置します。

三 地域を支える力強い産業の村を目指します：産業の振興

基盤産業である農業のさらなる振興を進めます。今年度に産業振興公社の設立、機能性農産物の栽培と加工の取り組み等を始めました。23年度はさらにこの事業が拡大するよう致します。

有害鳥獣による被害によつて営農意欲がそがれてきております。有害鳥獣対策について今年度は、捕獲した鳥獣の解体施設整備費を計上しました。根本的な解決は、防護柵を張り巡らせる以外にありません。各地域営農集団を始め全村で研究を進める必要があります。

今回、自営等小規模建設関係者の仕事確保等に資するために、住宅リフォーム補助、耐震リフォーム補助制度を設けました。

四 自然と共生する、便利で安全。安心

の村を目指します…生活環境の整備

二十一世紀プロジェクトのところ
で述べました環境への取り組みを強
化します。

また産業の振興のところでも述べま
したが、地震対応のための減災対策
として耐震化リフォームの補助制度
を新設しました。

地域公共交通事業については、引
き続いて実施しますが、清内路地区
の巡回バスを更新します。

五 持続可能な村、住民が主体

重点課題で述べました人口維持や
集落維持のための施策を今年度も強
化します。部落集会所の修繕に対し
て新たな補助制度を設けました。

自治組織について、役員の選任が
困難になっている状況が出されるよ
うになっています。自治組織につい
ても、それぞれの地域で発足してか
ら数年が経過し、様々な事業が活発
に行われている半面、運営を巡って

問題点も明らかになってきています。
今後、自治組織の在り方について十
分議論されることを期待いたします。

二十三年度は、多くの被害を出した
三六災害から五十年、三村合併から五
十五年の節目の年でもあります。浪合、
清内路と合併による五年、二年という
調整期間が終了しいよいよ一体的に
村づくりに取り組む初年度でもあり
ます。こうしたもろもろの区切りの年
として、記念事業を計画しました。

おわりに

今、地方自治のあり方や、議員や
議会のあり方が盛んに論じられてい
ますが、最も重要な基本の考えが欠
落した所で論じられており憂慮に堪
えません。

私たちは、自治体を人類の長年の葛
藤の中で到達した人間らしく生きる
ための智慧の結晶である日本国憲法
を、自分の住む地域の中で具現化する
組織であると考えています。そして、
それを実現するのは、自治の担い手で

ある住民一人ひとりであると考えて
いるのであります。ここでいう自治
とは、自治を通しては我々を幸せに
する手段であると同時に、自らがこ
れに参加することにより、充実した
人生を送ることが出来る目的でもあ
るといえるのであります。こうした
営みを通して、自律的な市民として
の成長が計られていき、国の主権者
としての力がついていくと考えます。

当然本村においても、こうした基
本に立ち返った時見直さなくてはな
らないことは、山積していると考え
ますが、これが実現された時、本当
に住み心地の良い村を実現すること
が出来ると信じます。

私は、今回厳しい眼で村の現実を
とらえ課題の提起を行ってまいりま
した。

市場原理主義の流れは、現在も我
が国を支配しています。TPPに固
執するのは、その典型的なものであ
ります。辞められた前原前外務大臣
が、くしくも語った「GNP一・五%

のために九十八・五%を犠牲にでき
ない」という言葉に端的に表れてい
ます。この論理で行くと農林業中心
の我々中山間地は、軽んじられても
当然ということになります。ここに
わが村の苦悩の元凶があります。もつ
と我々は、TPPに関心を持つべき
であります。

念願でありました、今日の良心
と云うべき内橋克人さんを社会教育
研究集会で講演をして頂くことが出
来ました。今日の我が国の状況を憂
いながらも、高校生の意見発表で地
域に貢献したいと述べた若者の中に
「未来は、始まっている」と確信を
持つて述べられました。予定時間を
超える迫真のお話の最後に、ドイツ
の作家ケストナーの「飛ぶ教室」の中
に書かれている次の一説を紹介され
ました。最後にこの言葉をご紹介し
ておわりに致します。

「かしこさをともなわない勇氣は乱
暴でしかない、勇氣をともなわない
かしこさは屁のようなものだ！」